営業費用
電気事業営業費用
電源開発促進税　販売電力量比
開発費　料金収入比
開発費償却　料金収入比
電力費振替勘定（貸方）　料金収入比
営業外収益
財務収益　料金収入比

⑶　次に掲げるものを、次の比率により、特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部門の欄に配分することにより整理すること。

営業費用
電気事業営業費用
事業税　料金収入比

４．２．により整理された接続供給託送料に係る額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。

５．２．により整理された電気事業営業収益に係る額のうち、電灯料（特定高圧需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。以下この５．において「特定高圧需要電灯料」という。）、電灯料（特定低圧需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。以下この５．において「特定低圧需要電灯料」という。）、電力料（特定高圧需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。以下この５．において「特定高圧需要電力料」という。）及び電力料（特定低圧需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。以下この５．において「特定低圧需要電力料」という。）を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。

⑴　次の額及び値を算定すること。

①　直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第９条第３項又は託送料金算定規則第９条第３項において算定した総離島供給費に旧託送料金算定規則第３条第１項又は託送料金算定規則第３条第１項において算定した離島供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は託送料金算定規則第７条第１項において算定した離島供給に係る収益を控除したもののうち高圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該高圧需要に係る電力量で除した額

②　直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第９条第３項又は託送料金算定規則第９条第３項において算定した総離島供給費に旧託送料金算定規則第３条第１項又は託送料金算定規則第３条第１項において算定した離島供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は託送料金算定規則第７条第１項において算定した離島供給に係る収益を控除したもののうち低圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該低圧需要に係る電力量で除した額

③　当該特定高圧需要電灯料及び当該特定高圧需要電力料について、小売料金算定規則第44条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額

④　当該特定低圧需要電灯料及び当該特定低圧需要電力料について、小売料金算定規則第44条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額

⑤　当該事業年度における特定高圧需要に係る販売電力量

⑥　当該事業年度における特定低圧需要に係る販売電力量

⑵　特定高圧需要電灯料及び特定高圧需要電力料のうち、⑴①の額に⑴⑤の値を乗じて得た額に相当する額及び⑴③の額を一般需要部門の欄に、それ以外の額を特定需要部門の欄に整理し、特定低圧需要電灯料及び特定低圧需要電力料のうち、⑴②の額に⑴⑥の値を乗じて得た額に相当する額及び⑴④の額を一般需要部門の欄に、それ以外の額を特定需要部門の欄に整理すること。

６．２．により各欄に整理された額のうち、３．から５．までに掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

⑴　電気事業財務費用の整理

①　電気事業財務費用を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費、一般管理費、休止設備費、貸付設備費及び営業外費用に配分することにより整理すること。

１）　発生の主な原因を勘案して、水力発電設備（水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。）、火力発電設備（火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。）、原子力発電設備（原子力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。）、新エネルギー等発電設備（新エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。）、送電設備（発電所内に存する送電設備を含む。）、変電設備（発電所内に存する変電設備を含む。）、配電設備（発電所内に存する配電設備を含む。）、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産を算定し、これらの固定資産合計額を算定すること。

この際、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備の固定資産帳簿価額については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の固定資産帳簿価額に整理して算定すること。

２）　電気事業財務費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の費用に配分することにより整理すること。

水力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　水力発電費
火力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　火力発電費
原子力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　原子力発電費
新エネルギー等発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　新エネルギー等発電費
送電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　送電費
変電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　変電費
配電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　配電費
業務設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　一般管理費
休止設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　休止設備費
貸付設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　貸付設備費
事業外固定資産の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　営業外費用

②　①により整理された休止設備費、貸付設備費及び営業外費用を特定需要・一般需要外部門の欄に整理すること。

⑵　一般管理費（⑴により整理されたものを含む。以下この⑵において同じ。）を、次の方法により、８部門に配分することにより整理すること。

①　一般管理費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り８部門に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

⑶　水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費（⑴及び⑵により整理されたものを含む。以下この⑶において「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）を、それぞれ、次の方法により、離島供給費用又は非離島供給費用に整理し、非離島供給費用に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費を、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に配分することにより整理すること。

①　水力・火力・新エネルギー等発電費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島供給費用又は非離島供給費用に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第４に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理すること。